

千葉県立保健医療大学奨学交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県立保健医療大学における教育研究の奨励等を目的として受け入れた寄附金（以下「奨学寄附金」という。）を原資として、千葉県立保健医療大学長（以下「学長」という。）に対し、予算の範囲内において交付金（以下「奨学交付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学寄附金

千葉県立保健医療大学における教育研究の奨励、充実及び強化を図るための寄附金であり、次の各号に掲げる経費に充てることを目的に受け入れた寄附金をいう。

ア 研究に要する経費

イ 図書、機械、器具及び標本等の購入に要する経費

ウ 地域貢献に要する経費

エ その他教育研究の奨励を目的とする経費

(2) 奨学交付金

知事が、奨学寄附金を原資として、学長に交付する支出金をいう。

(交付の対象)

第3条 知事は、学長が奨学寄附金を受け入れたときは、予算の範囲内において寄附金受入額を限度に、学長に対し奨学交付金を交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 学長が、奨学交付金の交付を受けようとするときは、奨学交付金交付申請書（様式第1号）と奨学寄附金受入報告書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

2 交付申請の時期は、奨学交付金の交付を受けようとする月の前月の末日までとする。ただし、3月に受け入れた奨学寄附金に係るものであるときは、知事が別に定める日までとする。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請に基づいて交付決定を行い、その旨を学長に対し通知（様式第3号）するものとする。

(交付の条件)

第6条 学長は、奨学交付金をその原資となる奨学寄附金の目的に従って、使用しなけ

ればならない。

(経理の委任等)

第7条 知事は、学長に対して奨学交付金の経理を委任する。

2 学長は、奨学交付金を歳入歳出外現金へ振替えなければならない。

3 学長は、奨学交付金により取得した物品については、直ちに県へ帰属させるものとする。また、当該物品の区分、購入、管理等については、県の財務会計及び物品に関する規定に準じて取り扱うものとする。

(受払状況等の報告)

第8条 学長は、交付された奨学交付金について、奨学交付金受払簿(様式第4号)を整備するとともに、毎会計年度、その用途及び受払状況等について奨学交付金受払報告書(様式第5号)を作成し、翌年度の5月末日までに知事に提出しなければならない。

(実施細則)

第9条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月22日から施行する。

奨学交付金交付申請書

保医大第 号

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県立保健医療大学長

千葉県立保健医療大学奨学交付金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請額

円

2 申請目的

奨学寄附金受入報告書

保医大第 号

年 月 日

千葉県知事 様

千葉県立保健医療大学長

千葉県立保健医療大学奨学交付金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 寄附金額

円

2 収入済年月日

3 寄附者 住所

氏名

4 寄附の目的

5 寄附の条件

奨学交付金交付決定通知書

第 号
年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

千葉県知事

年 月 日付け保医大第 号の申請については、千葉県立保健医療大学
奨学交付金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 交付決定額 円

様式第4号（第8条関係）

奨学交付金受払簿

交付番号		目的及び条件	
寄附者の氏名 (名称)			
寄附金額		交付年月日	

年月日	摘要	受入	払出	残高
		円	円	円

様式第5号（第8条関係）

年度 奨学交付金受払報告書

保医大第 号
年 月 日

千葉県知事 様

千葉県立保健医療大学長

千葉県立保健医療大学奨学交付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

交付番号	使途別区分	繰越額	受入額	計	払出額	残額
		円	円	円	円	円
合計						